

**2021年度 法科大学院**

**第1期入学試験問題**

**4時限**

**民事訴訟法・刑事訴訟法**

**(短答式)**

**試験時間合計 40分**

**注意事項**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

**問1** 責問権の放棄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 地方裁判所で10人の裁判官が合議体を構成して審理をした場合、双方の当事者が責問権を放棄しても、その放棄の効力が生じることはない。
2. 責問権は、違法となる訴訟行為がなされる前に放棄することができない。
3. 訴えの変更申立書が裁判所に提出されず、これが送達されなかった瑕疵は、被告の責問権の喪失によって治癒される。
4. 責問権の放棄は、訴訟外における一方当事者の他方相手方に対する意思表示によってもその効力が生じる。

**問2** 裁判官の忌避に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 当事者は、裁判官の面前において弁論をしたとしても、忌避の原因があることを知らなかったときは、その裁判官を忌避することができる。
2. 裁判長たる裁判官が当事者の一方の訴訟代理人の女婿であるからといって、裁判の公正を妨げる事情があるものとはいえず、忌避原因にあたらぬ。
3. 忌避の申立ての対象となった裁判官は、その忌避についての裁判に関与することができない。
4. 忌避の申立ての対象となった裁判官は、申立てに理由があるとする決定に対して即時抗告をすることができる。

**問3** 当事者適格に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 当事者適格とは、訴訟物たる権利又は法律関係について、当事者として訴訟を追行し、本案判決を求め得る資格をいう。
2. 当事者適格は、当該訴訟の訴訟物との関係から具体的に判断されるのではなく、もっぱら当事者の人的属性に着目して判断がなされる。
3. 訴訟物である権利義務の帰属主体でない者であっても、当事者適格を有することがある。
4. 裁判所は、当事者からの主張がなくても、当事者適格の存否を調査しなければならない。

**問4** 弁論準備手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 弁論準備手続は、公開法廷で行われなければならない。
2. 弁論準備手続は、電話会議システムを利用して、両当事者が出頭しない状態で開くことができる。
3. 裁判所は、受命裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。
4. 弁論準備手続では、裁判上の自白が成立することはない。

問5 弁論主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 原告らが、係争不動産は原告らの被相続人BがAから買い受け、Bの死亡によって原告らが共同相続したものであると主張して、不動産の所有名義人である被告に対し、共有持分権に基づき各持分に応ずる所有権移転登記手続を求め、これに対し被告が、当該不動産は被告の夫CがAから買い受けたものであり、Cの死亡によって被告がそれを相続取得したものであると主張したにとどまる場合において、裁判所が、当該不動産はBがAから買い受けた後にCに死因贈与したものであるとの事実を認定し、原告らの請求を排斥することは、弁論主義に違反する。
2. 原告が、被告の酒気帯び運転が原因で交通事故が発生し、これにより原告に物的損害が発生したと主張する事案において、裁判所が証拠から被告が時速150キロメートルで走行していたことが事故発生の原因であるとの心証を抱いた場合、原告がその旨の主張をしていないときは、裁判所が被告のスピード違反の事実を認定することは、弁論主義に違反する。
3. 原告がAから山林を買い受けその引渡を受けて20数年を経た後に、この事実を熟知していた被告が、原告の所有権取得登記が未了なのに乗じ、原告に対する別の紛争につき復讐しようとし、Aの相続人Bに対しその意図を打ち明けて山林の売却方を懇請し、低廉な価格でこれを同人から買い受け登記をするといった事実の主張があれば、当事者が特に民法90条による無効の主張をしていなくても、裁判所は、Bと被告間の売買が公序良俗に違反する無効な行為であると判断しても、弁論主義に違反しない。
4. 貸付金の交付が争われている貸金返還請求訴訟において、原告申請の証人が、主尋問では、原告が被告に対して現金100万円入りの紙封筒を手渡すのを見たと言明し、反対尋問では、証言の謝礼として原告から30万円を受け取ったことがあると言明した場合、当事者が謝礼30万円の授受の事実を主張していないときは、裁判所は、謝礼の授受があったとの事実を認定できない。

**問6** 訴訟における証明の対象に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証明の対象となる事実は、主要事実のみであり、間接事実・補助事実は証明の対象とならない。
2. 一般常識としての経験則については、裁判官も証拠によらずこれを利用して事実認定をすることができる。
3. 専門的な経験則については、裁判官の私知によらずに証拠によって認定した上で、事実認定の資料とするのが通例である。
4. 裁判所に顕著な事実は、証拠による証明を経ないで訴訟資料になる。

**問7** 証拠保全に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証拠保全は、証拠調べが実施されるまで待っていては取調べが實際上不可能又は困難となる事情があるために、あらかじめ証拠調べをしておく必要がある場合に、訴訟でなされるべき証拠調べをあらかじめ行って、その結果を将来の訴訟において利用するために確保し、その結果を保全しておくために行われる。
2. 証拠保全は、訴えを提起した後でなければ申し立てることはできない。
3. 証拠保全決定に基づく証拠調べは、証人尋問、書証、検証等の手続によって行われる。
4. 証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が本案の口頭弁論において尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問を実施しなければならない。

**問8** 前訴で確定した判決の後訴の審理への影響に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 後訴に前訴判決の既判力が及ぶことは、当事者が抗弁として主張しなければ、裁判所が調査をしない。
2. 前訴で敗訴した原告が同一の訴訟物につき訴えを提起した場合には、後訴裁判所は、基準時後の新事由が認められない限り、後訴を認容するとの判決をすべきである。
3. 前訴で勝訴したにもかかわらず、前訴原告が、前訴と同内容の後訴を提起した場合でも、時効の完成猶予・更新のために必要であれば、その訴えの提起には訴えの利益が認められる。
4. 前訴で所有権確認請求の認容判決を得た原告が所有権に基づき引渡請求の後訴を提起する場合には、前訴と後訴の訴訟物は異なるから、後訴裁判所は、前訴判決が所有権を確認した判断は後訴裁判所を拘束しない。

**問9** 共同訴訟の審理に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 通常共同訴訟においては、同一期日で弁論・証拠調べ等がなされたとしても、審理の重複を回避することや、心証形成上の共通化は、全く期待できない。
2. 通常共同訴訟においては、共同訴訟人各自が独立に請求の放棄・認諾、和解、自白、上訴、訴え・上訴の取下げなどをすることができ、その効果も行為者と相手方との間においてのみ生じる。
3. 固有必要的共同訴訟は、共同訴訟人がそろわなければ当事者適格を欠くので、共同訴訟人となるべき者のうちの一部の者が提訴を拒むと、他の共同訴訟人は権利を行使できない状態に置かれる。
4. 固有必要的共同訴訟人の1人がした訴訟行為は、他の共同訴訟人の不利になる場合には、他の共同訴訟人に対する関係では効力を生じないが、訴訟行為をした共同訴訟人については効力を生じる。

**問10** 補助参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 他人間の訴訟について、参加人が自ら上訴を提起することによって補助参加することはできない。
2. 補助参加人がある事実を否認して争っている場合には、被参加人はその事実につき自白をすることはできない。
3. 既存の訴訟当事者の意思に反して補助参加をすることはできない。
4. 補助参加によって生じる参加的効力は、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断にも生じる。

## [刑事訴訟法]

問1 逮捕に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕の着手に先立って必ず逮捕状を被疑者に示さなければならない。
2. 司法巡査は、被疑者を逮捕したときは、直ちに、これを司法警察員に引致しなければならない。
3. 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「充分な理由」があるか否かの判断においては、逮捕後に生じた状況を資料とすることはできない。
4. 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくして、これを逮捕することができる。

問2 捜査に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 司法警察員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する。
2. 捜査の端緒である告訴とは、犯罪の被害者その他一定の者が、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示である。
3. 検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。
4. 警察官は、職務質問に付随する行為として、所持品検査をすることが許される場合があるが、必ず所持人の承諾を得る必要がある。

問3 捜索等に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜索差押許可状には、犯罪事実の要旨を記載しなくてもよい。
2. 司法警察員が、捜索差押許可状により被疑者の住居を捜索するとき、被疑者の同居人である妻が立ち会う場合には、被疑者を立ち合わせなくてもよい。
3. 判例によれば、司法警察員が被疑者の自宅を捜索中に、宅配便の配達員によって被疑者宛てに配達され、立会人である被疑者が受領した荷物について捜索することはできない。
4. 司法警察員は、被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、令状なくして、逮捕の現場で、差押、捜索又は検証をすることができる。

問4 保釈に関するつぎの記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 保釈の制度は、被疑者の勾留にも被告人の勾留にも存在する。
2. 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。
3. 裁判所は、保釈を許す場合において、被害者との接触を禁止する旨の条件を付することはできない。
4. 裁判所は、保釈の請求があった場合において、罪証を隠滅するに足りる相当な理由があるときは、いかなる場合も保釈を許すことはできない。

問5 接見等に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者の弁護人は、被疑者と接見する際、通常、被疑者に対し黙秘権等の権利が認められていることを説明する。
2. 被疑者の弁護人は、身体を拘束された被疑者と、警察官等の立会人なくして接見することができる。
3. 被疑者の弁護人は、司法警察員の被疑者に対する取調べの際に、立ち会って助言することができる。
4. 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、被疑者と家族等との接見を禁止することができる。

問6 裁判員裁判に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判員裁判事件については、公判前整理手続が必ず実施される。
2. 裁判員裁判事件における事実の認定は、裁判官及び裁判員の合議によってなされるが、法令の適用は、裁判官のみの合議によってなされ、裁判員は合議に参加することができない。
3. 裁判員裁判事件では、公判において、被告人又は弁護人は必ず冒頭陳述をしなければならない。
4. 裁判員裁判により言い渡された判決につき、弁護人は、刑の量刑が不当であることを理由として、控訴の申立てをすることができる。

問7 公訴提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公訴の提起は、裁判所に起訴状を提出してこれをしなければならない。
2. 起訴状に記載する公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。
3. 訴因を明示するには、日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定しなければならず、日時の特定が困難な犯罪であっても、日時にある程度の幅がある記載は一切許されない。
4. 数個の訴因がある場合、予備的に又は択一的にこれを記載することができる。

問8 証拠調べ手続に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公判期日において、検察官が証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、あらかじめ被告人又は弁護人に閲覧する機会を与えなければならない。
2. 証拠の取調べ請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して行わなければならない。
3. 証人尋問において、証人には、自己の直接体験した事実だけではなく、その体験した事実により推測した事項を供述させることができる。
4. 証人尋問は公開の法廷で行わなければならないので、裁判所は、裁判所外で証人を尋問することはできない。

問9 自白に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 不当に長く抑留又は拘禁された後の自白は、任意にされたものではない疑いがあるので、これを証拠とすることはできない。
2. 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科されない。
3. 判例によれば、検察官が被疑者に対してした「自白をすれば不起訴処分にしてやる」との約束に基づく自白は、自白の動機に影響を与えるだけなので、証拠能力が認められる。
4. 捜査機関による取り調べを録音・録画する「取調べの可視化」は、自白を強制するなど違法な捜査を防ぐための効果がある。

問10 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 供述証拠は、供述者の知覚、記憶、表現、叙述の各過程において過誤を生ずるおそれがあるので、公判廷において反対尋問のテストを経てその真偽を吟味する必要がある。
2. 供述証拠であっても、一定の要件を満たせば伝聞例外に該当するので、証拠能力が認められる場合がある。
3. 伝聞法則の適用を受けるか否かの判断は、当該証拠により立証されるべき事実との関係で、その内容の真実性が問題となるかどうかによる。
4. 被告人AはVを脅したという脅迫罪で起訴されている。検察官は、AがVに送った手紙（「殺してやるから待っている。」との記載がある。）を、立証趣旨を「脅迫行為があったこと」として、証拠調べ請求した。AがVに送った手紙は、伝聞証拠に該当する。

以 上